# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C出張所における資格取得日に係る記録を昭和32年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月5日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和 29 年4月1日に入社し、平成9年 11 月 25 日に同社 (当時は、D社)を退職するまで継続して勤務していたので、同社E出張 所から同社C出張所へ転勤した直後の申立期間を被保険者期間として認め てほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した人事照会システム(社員の人事記録)、同社の回答及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 32 年1月5日に同社E出張所から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C出張所に係る健康保険 厚生年金保険被保険者名簿における昭和32年6月の記録から、1万2,000円 とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社C出張所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社は法人であり、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、同社C出張所へ異動となる前に勤務していた同社各出張所に係る厚生年金保険被保険者資格を同年1月5日

以前に喪失している9人(申立人を含む。)のうち、申立人、所長、副所長及び同僚2人が、同社出張所開設のため異動したと供述していることから、同社 C出張所は、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満た していたものと判断される。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C出張所は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、事業主が社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年9月28日までの期間について、 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日、喪 失日は同年9月28日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保 険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年9月28日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を同年9月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の 被保険者記録が確認できない。

継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年9月28日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人は継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務していたと主張しているところ、同事業所が提出した申立人に係る従業員(労働者)名簿によると、申立人は、申立期間のうち昭和26年4月1日から同年9月10日まで

の期間において、C社(現在は、A社)に在籍していたことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と氏名及び生年月日が同一であって、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日は昭和 26 年4月1日、資格喪失日は同年9月 28日)が確認できるところ、当該被保険者記録は同社が提出した厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る被保険者記録と一致している。

加えて、前述の被保険者記録における厚生年金保険被保険者証の記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年4月1日に 厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月 28 日に同資格を喪失した 旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金 被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 26 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、A社B事業所が提出した申立人の従業員(労働者)名簿、A社が提出した厚生年金被保険者名簿並びに同社及び同社B事業所の回答から判断すると、申立人が同社及び同社B事業所に継続して勤務し(A社から同社B事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の従業員(労働者)名簿において「昭和26年9月10日B事業所D課勤務」の記載があり、前述のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和26年9月28日と判断されることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和26年10月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及 び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情 が無いことから、行ったとは認められない。

# 九州 (鹿児島) 国民年金 事案 2659

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から48年3月まで

昭和 43 年 11 月に結婚し、A市B町の町内会を通して、国民年金に加入 し、毎月の保険料も町内会の集金で納付していた。申立期間の保険料が未 納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和48年9月13日にA市に払い出されていることが確認できるところ、国民年金被保険者名簿には、申立人の43年5月12日付けの被保険者資格取得に係る処理日は48年9月21日と記載されており、当該処理日時点において、申立期間のうち、43年10月から46年6月までは時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の処理日時点で、昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料は 過年度保険料となるところ、申立人の供述から、当該期間において過年度納付 が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 九州(佐賀)国民年金 事案 2660

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年4月から 60 年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年1月まで

私は、勤務していた会社を昭和 59 年4月5日に退職する予定であったため、同年2月に、A町役場において、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は、B地区の自治会で納付していた。

それにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされているので、任意加入被保険者として保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年2月に、国民年金の任意加入手続を行ったと申し立てているが、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の任意加入被保険者資格の取得日は、60 年2月 26 日となっていることが確認でき、その記載に不自然な点は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する年金手帳における申立人の国民年金任意加入被保険者資格の取得日が、一旦「昭和59年4月5日」と記載された後、「昭和60年2月26日」に訂正されていることが確認できるところ、訂正後の記録は前述の被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州 (大分) 国民年金 事案 2661 (大分国民年金事案 37、869 及び 903 の再申立 て)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで

私は、前回までの申立てについて、自宅を訪問した市役所職員から、「年金制度が開始されてから今までの国民年金保険料を遡って納付しないと、今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたため、国民年金に加入し、手持ち資金の中から申立期間の私たち夫婦二人分の保険料として 12 万 3,000 円を納付したにもかかわらず、納付済みとなっていないことに納得できないことから、年金記録確認大分地方第三者委員会(当時。以下「大分委員会」という。)に対し申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、市役所職員が自宅を訪問した時期は昭和 43 年7月頃であり、保険料を納付した期間については、国民年金制度が開始された 36 年4月から 43 年7月までであったことを思い出したとともに、私たち夫婦の申立期間に係る保険料の納付について証言してくれる知人がいるので、再調査の上、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

初回の申立期間(昭和 36 年4月から 48 年の一括納付月まで)に係る申立てについては、i)市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年10 月 25 日に国民年金の加入の届出をし、46 年2月1日を資格取得日として遡って被保険者資格を取得したことが確認でき、当該届出時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であること、ii)当該届出直後の52 年 11 月 9 日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できること、iii)申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成

20 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。 その後申立人は、申立期間を昭和 36 年 4 月から 43 年頃までの期間、及び 44 年頃から 50 年 9 月までの期間に変更した上で、再申立てを行っているが、 i)保険料を一括して納付したとする期間について、初回の申立てでは、36 年 4 月から 48 年の一括納付月までの期間と主張していたものが、36 年から 43 年頃までと変遷しており、申立人の主張には一貫性が見受けられず、保険料を納付した時期についての記憶が明確ではないこと、ii)申立人夫婦が申立期間のうち 36 年 4 月から 43 年頃までの期間の保険料を一括納付したとする 43 年頃は特例納付の実施時期ではなく、仮に、第1回特例納付期間(昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで)に特例納付可能な期間(昭和 36 年 4 月から 45 年 6 月まで)を全て納付した場合の保険料額は、夫婦二人分で 9 万 9,900 円となり、申立人夫婦が主張する 12 万 3,000 円とは、明らかに相違することなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成 24 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについて、申立人は、申立期間(昭和 36 年4月から 43 年3 月まで)及び一括納付したとする時期(昭和 44 年頃)を変更し、再々申立てを行っているが、初回及び再申立ての際と同様の趣旨の主張であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は無く、ほかに大分委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成 24 年 12 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、過去3回の申立てに対する大分委員会の決定に納得できないとして、申立期間(昭和36年4月から43年7月まで)及び一括納付したとする時期(昭和43年7月頃)について3度目の変更をした上で、申立人が一括納付したことを証言してくれるとする知人の氏名を挙げて再度申立てを行っているが、当該知人からは、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は得られず、ほかに大分委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州 (大分) 国民年金 事案 2662 (大分国民年金事案 36、868 及び 904 の再申立 て)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで

私は、前回までの申立てについて、自宅を訪問した市役所職員から、「年金制度が開始されてから今までの国民年金保険料を遡って納付しないと、今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたため、国民年金に加入し、手持ち資金の中から申立期間の私たち夫婦二人分の保険料として 12 万 3,000 円を納付したにもかかわらず、納付済みとなっていないことに納得できないことから、年金記録確認大分地方第三者委員会(当時。以下「大分委員会」という。)に対し申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、市役所職員が自宅を訪問した時期は昭和 43 年7月頃であり、保険料を納付した期間については、国民年金制度が開始された 36 年4月から 43 年7月までであったことを思い出したとともに、私たち夫婦の申立期間に係る保険料の納付について証言してくれる知人がいるので、再調査の上、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

初回の申立期間(昭和 36 年4月から 48 年の一括納付月まで)に係る申立てについては、i)市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年10 月 25 日に国民年金の加入の届出をし、46 年2月1日を資格取得日として遡って被保険者資格を取得したことが確認でき、当該届出時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であること、ii)当該届出直後の52 年 11 月 9 日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できること、iii)申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成

20 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。 その後申立人は、申立期間を昭和 36 年 4 月から 43 年頃までの期間、及び 44 年頃から 50 年 9 月までの期間に変更した上で、再申立てを行っているが、 i)保険料を一括して納付したとする期間について、初回の申立てでは、36 年 4 月から 48 年の一括納付月までの期間と主張していたものが、36 年から 43 年頃までと変遷しており、申立人の主張には一貫性が見受けられず、保険料を納付した時期についての記憶が明確ではないこと、ii)申立人夫婦が申立期間のうち 36 年 4 月から 43 年頃までの期間の保険料を一括納付したとする 43 年頃は特例納付の実施時期ではなく、仮に、第1回特例納付期間(昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで)に特例納付可能な期間(昭和 36 年 4 月から 45 年 6 月まで)を全て納付した場合の保険料額は、夫婦二人分で 9 万 9,900 円となり、申立人夫婦が主張する 12 万 3,000 円とは、明らかに相違することなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成 24 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについて、申立人は、申立期間(昭和 36 年4月から 43 年3 月まで)及び一括納付したとする時期(昭和 44 年頃)を変更し、再々申立てを行っているが、初回及び再申立ての際と同様の趣旨の主張であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は無く、ほかに大分委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成 24 年 12 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、過去3回の申立てに対する大分委員会の決定に納得できないとして、申立期間(昭和36年4月から43年7月まで)及び一括納付したとする時期(昭和43年7月頃)について3度目の変更をした上で、申立人が一括納付したことを証言してくれるとする知人の氏名を挙げて再度申立てを行っているが、当該知人からは、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は得られず、ほかに大分委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州(佐賀)厚生年金 事案 4717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月頃から46年2月頃まで

② 昭和46年3月頃から同年8月頃まで

申立期間①について、新聞の求人案内に「寮完備、社会保険完備」と記載されているのを見て、A県B区にあったC事業所に勤務し、毎月の給与明細書で厚生年金保険料が引かれているのを確認していた。

申立期間②について、寮と社会保険が完備されており、給与額が高かったので、A県D区にあったE事業所F町店に転職し、給与明細書で食費と厚生年金保険料が引かれているのを確認していた。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA県B区にあったC事業所に勤務したと申し立てているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間の うち昭和44年11月1日から45年7月25日までの期間において、G社に勤 務していたことが確認できる。

しかしながら、国(厚生労働省)の記録によると、G社はH社として平成 6年11月1日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、 適用事業所でなかったことが確認できる。

また、G社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人が記憶している同僚も特定することができないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できないが、I 社は、申立期間当時、A県D区F町にJ社(現在は、I社)F町事業所が存 在した旨回答していること、及びJ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿から厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が申立人を記憶 していることから、期間の特定はできないものの、申立人がJ社F町事業所 に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、I社は、同社が保管するJ社F町事業所に係る健康保険加入台帳において、申立人の氏名が確認できないことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っておらず、申立人に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、申立人は、申立事業所においてK職に従事していたと供述しているところ、I社は、「申立期間当時、K職には見習期間があった。正社員になれば、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に同時に加入させていたが、見習期間中は加入させていなかった。また、正社員になるには、一定の成績に達することが条件だったので、見習期間に期間の定めはなかった。」と回答していることから、申立期間当時、申立事業所では、全従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申 立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。 九州 (鹿児島) 厚生年金 事案 4718

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から同年11月1日まで 私は、昭和44年2月1日にA社(現在は、B社)にC職として入社し、 当該事業所の寮に住み込み、退職する45年3月25日まで継続して勤務した。 しかしながら、年金事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者 資格の取得日が、昭和44年11月1日とされているので、記録を訂正してほ しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C職としてA社に継続して勤務したと申し立ている。

しかしながら、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚及び申立期間当時の事業主の親族は、「申立人はA社の寮に住み込んで勤務していたが、勤務期間については分からない。」と供述しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態を推認することができない。

また、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な形跡は見当たらず、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されている申立人の申立事業所に係る資格取得年月日は、昭和44年11月1日とされており、前述の被保険者原票の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 九州(福岡)厚生年金 事案 4719

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から18年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、給与支給明細書の総支給金額と年金事務所に記録されている標準報酬月額が大きく相違しているので、総支給金額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成10年4月1日から18年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社に係る給与支給明細書により、給与の総支給金額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、前述の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成6年9月1日から 10 年4月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人は給与支給明細書等を所持しておらず、A社も当該期間に係る賃金台帳等を保管していないことから、給与の総支給金額及び保険料控除額を確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 さらに、オンライン記録において、申立人に係る申立期間の標準報酬月額が 遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。